

○駿河台大学大学院学費納付規程

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第40条第3項の規定に基づき、学費の納期、納付方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(学費)

第2条 学費とは、入学金、授業料および施設費をいう。

(学費の不返還)

第3条 既に納付した学費は、理由の如何を問わず返還しない。

(学費の納付金額)

第4条 学費の納付金額は、大学院学則別表第Ⅲに掲げるところによる。

(修了とならなかった者の次年度授業料)

第4条の2 大学院学則第31条に規定する修了の認定に際して、修了に必要な所定単位数の不足により修了とならなかった者で、修了に必要な所定単位数を8単位以内で満たすことができる者の次年度授業料は、本来納付すべき授業料の2分の1とする。

(科目等履修料等)

第5条 本大学院の科目等履修料、特別科目等履修料、研究料及び委託料については、[別表]に掲げるところによる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、学費の納付に関し必要な事項は、駿河台大学学費納付規程を準用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

平成5年4月1日一部改正。

平成6年4月1日一部改正。

平成7年4月1日一部改正。

平成8年4月1日一部改正。

平成9年4月1日一部改正。

平成10年4月1日一部改正。

平成11年4月1日一部改正。

平成12年4月1日一部改正。

平成15年4月1日一部改正。

平成16年4月1日一部改正。

平成19年4月1日一部改正。

【別表】 その他納付金

	検定料	科目等履修料等	登録料
科目等履修生	5,000円	10,000円(1単位)	40,000円
特別科目等履修生	—	当該大学院との協議に基づく	
研究生	5,000円	授業料相当額の1/2	40,000円
委託生	—	10,000円(1単位)	40,000円

*科目等履修生において、本学卒業生並びに東京都及び埼玉県に在勤・在住の場合は、各費用とも半額とする。

*登録料について、科目等履修生は初年度のみ納付することとし、研究生及び委託生が継続する場合は半額とする。